

平成25年(ワ)第3230号 未払賃金等請求事件

原告 田植重男

被告 (株)NTTホームテクノ

原告第2準備書面

2013(平成25)年9月2日

大阪地方裁判所第5民事部1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 森 博行

同 小谷成美

第1 被告準備書面(1)の主張に対する認否及び反論

- 1 同書第1は争わない。
- 2 同書第2、1(被告会社における評価制度)について
 - (1) 同項(1)については、NTT西日本グループ発行の「人事制度解説書」の19、20頁に同旨の記載があることを認める。
 - (2) 同項(2)の第1段は認め、第2段のうち、「ちなみに」から「成果・業績の向上を目指すものであり」までの部分については、上記解説書の46頁に同旨の記載があることを認め、その余は不知。
 - (3) 同項(3)は概ね認める。
- 3 同書第2、2(本件評価)について
 - (1) 同項(1)のうち、第1段は認め、第2段は否認する。

訴状請求原因第4、2で述べた、平成23年年末特別手当支給後の中間面談における高岡課長と原告との会話の内容は、具体的には下記のとおりであった。

記

課長：「皆さんの仕事の中身はまだよく解らないので、数字で解る販売をポイントにし、田植さんはゼロだったのでI評価にしました。」

原告：「私だけが販売ゼロなのか？」

課長：「はい、そうです。金額は別にして、1つでも販売していれば評価の対象になる。」

原告：「評価制度はおかしい。私が仮に販売していても、金額がビリなら結局は私がI評価になる。誰かが必ずIになるような制度はおかしい。」

高岡課長の社内歴の詳細は不明であるが、原告が所属する被告会社高知サービスセンター第一ユーザーサービスのような設備部門は初めてとのことであり、その仕事内容が解らないのは当然のことであって、それ故上記のような発言になったものと思われる。

被告は、上記会話を否認するのであろうが、それならどのような会話がなされたというのか、明らかにすることを求める。

- (2) 同項(2)のうち、第2段については、①～⑦の業務が日常的に原告に義務づけられた業務である、という趣旨で主張されているのであれば否認し、その余は概ね認める。

第一ユーザーサービスの業務には、①～⑦のほか、⑧一般電話の保守業務(担当が一番多い)、及び⑨業拡部門の業務がある。⑨は、NTT西日本一四国においてテレコン業務に従事していた原告の外、キャノン複合機に特化した設置・保守及び電報端末の保守担当2名、PBXの設置・保守担当2名が平成20年7月に被告会社に出向した際、彼らを受け入れるため第一ユーザーサービス内に設置された部門である。

ところで、①～⑧についてみると、NTT西日本の社員及び50歳退職再雇用者のほとんどは①②⑦⑧の業務を専担しており、③～⑥の業務については特に専担は決められておらず、必要が生じた都度、皆でやりくりして行っている。また、⑧については、天災地変で一般電話の故障が多発し

たような場合は、全員で応援する体制をとっている。

以上のような職場状況において、原告ら社員は、日常的には専担業務に従事し、専担業務に時間的余裕が生じた場合に、上司からの指示により専担業務以外の業務に従事する、ということになるのである。

- (3) 同項（3）のうち、原告の専担業務がテレコン業務であることは認め、原告に対する業績の「量的側面」の評価がⅡであることは争わず、「質的側面」の評価については認否せず、原告が本件評価期間中に従事したテレコン以外の業務が③（光離反抑制）のみであったことは認め、その余は否認ないし争う。

被告は、業績の「価値創造の側面」の評価が、「テレコン業務経験からして当然発揮することを期待されている創意工夫等は一切見られなかった」というが、「当然発揮することを期待されている創意工夫等」とは一体何のことなのか理解不能であるので、具体的反論ができない。

次に、被告は、原告が③以外の業務を実施しなかったというが、本件評価期間中に原告が上司より業務指示されたのは③だけであったから、他にを行った業務がなかったのは当然のことであり、本件評価期間外では③以外の業務についても行ってきている。

また、①②⑥について実施スキルを取得するための努力をしていないというが、原告に対しそのような努力をするよう指示したことはあるのか、あるとすれば、具体的にどのような指示をしたのか、ないとすれば、自主的に努力したことを評価の加点事由とするのなら理解できるが、逆に「努力が見受けられなかった」ことがどうして減点事由になるのか、明らかにされたい。

- (4) 同項（4）は知らないし争う。

4 同書第2、3（販売）について

- (1) 同項（1）のうち、「販売」の内容は認め、その余は否認ないし争う。
(2) 同項（2）は否認、知らないし争う。

第2 被告準備書面（2）の主張に対する認否及び反論

- 1 同書第2、1（判断基準）は、引用されている被告準備書面（1）第2、1、（1）、②の記載内容と微妙に違っているので、否認ないし争う。
- 2 同書第2、2（品質確保）のうち、第1段は認め、その余は否認する。

ここで被告が例示している配線の接続誤りについては、確かに、顧客であるJAにおいて誤接続による故障が多発していた時期はあるが、それは高岡課長が赴任するずっと以前の、原告が被告会社に出向した直後ころのことであり、これに対しては、JA-LPガス監視センターに連絡し、JAへの指導を徹底してもらうことで対処し、それ以来誤接続事故はほとんど発生していない。したがって、ここで被告が主張していることは、誤解に基づくものか、あるいはこじつけであるか、そのいずれかではない。

- 3 同書第2、3（費用対効果）のうち、第1段は認め、その余は否認する。

原告は、テレコン業務、すなわちJA加入の各家庭に設置されたLPガスボンベの検針装置（NCU）の新設・撤去・故障修理等の保守業務を担当しているところ、保守エリアは、都市部の高知市・南国市・香美市の各一部、JA土佐れいほくエリア（大豊町・本山町・土佐町・大川村・いの町）、JA津野山エリア（津野町・^{ゆすはら}櫛原町）であり、高知市・南国市は比較的近いが、香美市は片道1時間程度、農村部になると、走行距離は往復で、大豊町・本山町・土佐町方面が120km前後、大川村・いの町・津野町が150～160km、櫛原町が170～180kmであり、最も遠い同町松原地区が200km以上となっている（以上、別紙図面参照）。

被告は、原告が「何の調整も無く淡々と業務を実施していた」として、「月曜日と水曜日は西方面のエリアにおいて業務を実施し、火曜日と木曜日は東方面のエリアにおいて業務を実施し、金曜日は以上の実施結果について取り纏めを行う等、業務を効率的に行う」べきであったと主張するが、テレコン業務はルーチンではなく、オーダーがあった場合に出動して保守作業を行うのであり、とくに遠距離にある上記JA津野山エリアや、JA土佐れいほくエリアからオーダーが出た場合は、それに対処するだけで何日もかかる場合

もあり、当然のことながら、原告は「費用対効果」を考え調整しながら業務を行ってきた。被告は、そのような原告の業務遂行の実際を知ったうえで上記主張を行っていると到底思われず、失当というほかはない。

また、実施結果についての取り纏めとは何をするのか意味不明であるので、明らかにしていただきたい。

4 同書第2、4（その他）のうち、第1段は認め、その余は否認する。

本件評価期間中は、オーダーが普段より少なかったことから、原告は、第一ユーザーサービスの重点施策の一つである光離反抑制の応援を行っていた。また、空き時間には、撤去機器の整理・発送、撤去線材・物品の分別・廃棄、在庫機器・物品の管理等の仕事に従事しており、「ただ単に待機する」などの主張は当たらない。

なお、被告は、「待機稼働の際、・・・積極的にスキルアップに取り組む姿勢を期待していた」というが、この点については、上記第1、3、(3)と同じく、原告に対しスキルアップに取り組むよう指示したことはあるのか、あるとすれば具体的にどのように指示をしたのか、ないとすればスキルアップに取り組まないことがどうして減点事由になるのか、明らかにされたい。

以 上

